

令和 5 年 9 月 1 日

保護者 様

江戸川区立南小岩小学校
校長 吉田 友信

季節性インフルエンザ治癒証明書様式の変更について

日頃から、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、これまでは、児童がインフルエンザにかかり、出席停止後に登校を再開する場合、病状回復の確認とまん延防止の観点から、医療機関からの「治癒証明書」の提出をお願いしておりましたが、令和5年9月1日（金）以降は、「季節性インフルエンザ診断報告書・登校報告書」の提出に変更いたします。保護者の皆様におかれましては、下記の点にご留意いただき、引き続きご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 変更理由

- (1) 治癒したばかりの児童が「治癒証明書」を取得するために医療機関へ行くことによって、再度感染することを防ぐため。
- (2) 受診回数を減らすことによって、保護者の負担を軽減するため。

2 季節性インフルエンザにかかった際の登校再開までの流れ

学校保健安全法施行規則により、季節性インフルエンザにかかった場合は、「発症した後5日、かつ解熱した後2日（園児は3日）を経過」するまで出席停止期間となります。これを踏まえ、以下（1）から（3）までの流れで登校を再開することができます。

- (1) 季節性インフルエンザにかかったら、病院で「季節性インフルエンザ診断報告書」を記入してもらい、その旨を学校へご連絡ください。
- (2) 家庭では出席停止期間中に毎日体温測定を行い、健康観察に努めてください。また、解熱日を「登校報告書」に記入してください。
- (3) 解熱後2日（園児は3日）経過した後、登校再開日を「登校報告書」に記入し、学校へ提出してください。

なお、解熱までに日数を要した場合など、登校再開日が予定よりも延びる場合は、再度学校までご連絡ください。

3 その他

- (1) 季節性インフルエンザ以外の感染症にかかり出席停止となった場合は、これまでと同様に、医療機関からの「治癒証明書」を提出してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については「治癒証明書」の提出は不要です。

【問い合わせ】

江戸川区立南小岩小学校
副校長 本間 貴之
3 6 5 7 - 1 5 6 5